

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

関市長

公表日

平成31年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成事業に関する事務
②事務の概要	当該事務は、関市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成事業実施規則（平成27年関市規則第43号）による、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児の保護者に補聴器の購入費用の一部を助成するために申請者の助成対象者資格の確認等の処理に関する事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年関市条例第38号 番号条例）別表第一 1の項に規定のとおり、事務において個人番号を用いることとなる。また、中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとのデータの受け渡しを行う事で、番号条例別表第二 18の項に基づく特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成事業台帳
2. 特定個人情報ファイル名	
軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成ファイル（紙ファイル）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第2項 番号条例 第4条 別表第一 1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報照会の根拠 番号法第19条第16号、番号条例第4条別表第二18の項 ○情報提供の根拠 番号法第19条第16号、番号条例第4条別表第二2, 3, 6, 8, 15の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関市健康福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関市健康福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月7日	①部署	福祉部福祉政策課	健康福祉部福祉政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	②所属長	課長 北瀬美幸	福祉政策課長	事後	指針の改正による所属長氏名の記載廃止
平成31年1月7日	請求先	関市福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市健康福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	連絡先	関市福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市健康福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 2. いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年1月7日 時点	事後	時点の変更
平成31年1月7日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策 の記載追加	事前	指針の改正によるⅣ リスク対策の記載追加
平成31年1月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	実施の有無の変更 (しきい値の変更がないため重要な変更には該当しない。)
平成31年1月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		○情報照会の根拠 番号法第19条第16号 番号条例第4条別表第二18の項 ○情報提供の根拠 番号法第19条第16号 番号条例第4条別表第二2, 3, 6, 8, 15の項	事後	②法令上の根拠 の記載追加 (しきい値の変更がないため重要な変更には該当しない。)